

# 第1章 計画策定の沿革・目的

## 第1節 計画策定の沿革

新居関跡は、湖西市新居町新居の旧東海道浜名湖西岸の沿岸部に位置している。慶長5年(1600)に徳川家康によって設置され、今切渡船場に隣接していたので、今切関所とも呼ばれた。

江戸幕府が設置した全国の関所とその管理者をまとめた延享2年(1745)の「諸国御関所覚書」によると、全国53カ所の関所のうち20カ所が「重キ関所」であり、その中でも特に重要な関所として東海道の箱根と新居、中山道の木曾福島をあげている。しかしながら、全国に53カ所存在した関所は、明治2年(1869)の廃関令によりそのほとんどが取り壊され、関所建物が現存しているのは新居関所のみである。現在の新居関所の建物は安政2年(1855)～安政5年(1858)に建て替えられたものである。

新居関所は、明治2年の廃関後、中心建物の面番所棟や書院棟、下番勝手棟が明治6年(1873)に新居学校として活用された後、新居尋常高等小学校・新居町役場として使用され、昭和26年(1951)以降は見学施設として現在に至っている。その間、大正10年(1921)3月に史蹟名勝天然記念物保存法に基づき内務大臣より史蹟として指定され、後の昭和30年(1955)8月には文化財保護委員会より国の特別史跡に指定されている。

新居関跡の整備が本格的に実施されたのは、平成5年度からである。これ以降、特別史跡指定地内外での発掘調査や、文献・史資料等の調査を行っている。

復元整備方法や整備事業の方針は、平成12年(2000)3月に策定した『特別史跡新居関跡保存整備基本計画書』に示した。また平成16年(2004)3月に『特別史跡新居関跡保存整備構内整備基本設計』を作成した。

その後、整備基本計画書の事業期間等の大幅な延長・見直しをしたうえで、平成19年(2007)3月に『平成18年度特別史跡新居関跡保存整備基本設計報告書』を策定した。続いて、平成29年(2017)3月に『特別史跡新居関跡構内設備基本計画』を策定し、新居関跡構内の防災設備について検討を行った。

これらの設計書や計画を基に、平成13年度から令和2年度にかけて関所構内の復元整備を段階的に進めてきた。また復元整備事業に合わせ、平成10年度には関所建物の西側と



図1-1 新居関跡位置図（下図：国土地理院地図\_GPIMaps）

東側が、平成 26 年度には大御門と<sup>ますがた</sup>柵形の周辺および国道 301 号の北側歩道部分の一部が追加指定されている。

上記のとおり復元整備は段階的に進行しているものの、事業の実施期間が当初の想定から大幅に延長しており、平成 12 年（2000）3 月の整備基本計画策定からすでに 20 年以上が経過している。そこで現状の特別史跡新居関跡における調査成果や整備事業の到達点を示し、本質的価値について再確認を行ったうえで、今後の保存・活用について長期的な方針を明確にするため、文化庁の国庫補助（史跡等保存活用計画等策定費補助金）を受け、令和 4～5 年度にかけて保存活用計画を策定するに至った。

## 第 2 節 計画の目的・範囲

### （1）計画の目的

新居関跡は日本で唯一江戸幕府の設置による関所建物が現存しており、江戸時代の交通政策と各種旅人の様相等を知り、江戸時代を理解するうえで非常に重要な史跡である。

本計画は、特別史跡新居関跡の本質的価値や構成要素についての再確認を行うとともに、将来にわたって史跡を適切に保存管理していくために講ずべき措置や方針を明示することを目的とする。

### （2）計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、特別史跡新居関跡の特別史跡指定地内とする。ただし、計画の対象範囲外にも関連する施設や文化財が点在しているため、それらについても必要に応じて検討を行う。

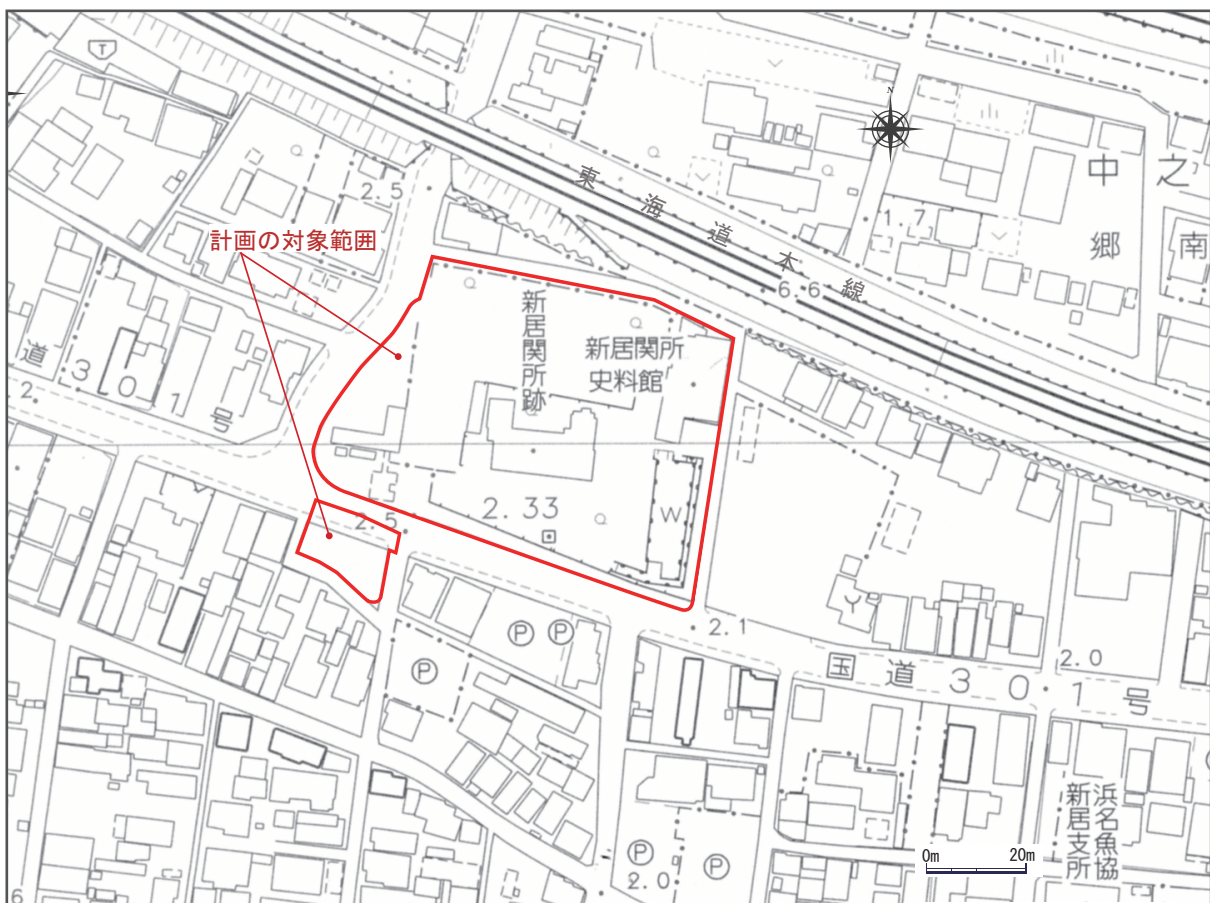


図 1-2 計画の対象範囲

### 第3節 委員会の設置・経緯

#### (1) 委員会の設置

特別史跡新居関跡の保存活用計画を策定するにあたっては、文献などの史資料や考古学、建造物についての史実を明確にし、同時に観光や地元住民の意見といった多様な観点についても計画に取り入れる必要がある。そこで令和4年(2022)5月に、関連の学識経験者や地元住民代表により構成する保存活用計画策定委員会を組織した。

#### 【特別史跡新居関跡保存活用計画策定委員会】

役職	氏名	所属等(令和6年3月時点)
委員長	渡辺 和敏	愛知大学名誉教授 交通史学会顧問(歴史学)
委員	箱崎 和久	国立文化財機構 奈良文化財研究所 都城発掘調査部(考古学・歴史学)
	石本 東生	國學院大學 観光まちづくり学部 観光まちづくり学科(観光学)
	金原 孝宜	本果寺住職(地元住民代表)
	後藤 建一	湖西市文化財保護審議会委員(考古学)
	寺田 敏幸	新居宿史跡案内人の会(ボランティアガイド) NPO法人新居まちネット(文化財保存活用推進団体)

※全員が特別史跡新居関跡整備委員を兼任

#### 【オブザーバー】

氏名	所属等
渋谷 啓一	文化庁文化財第二課 主任文化財調査官
武田 寛生	静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課(令和4年度)
大谷 宏治	静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課(令和5年度)

#### 【事務局】

氏名	役職名
渡辺 宜宏	湖西市教育委員会 教育長
太田 英明	湖西市産業部長
松山 智次郎	湖西市産業部文化観光課長(令和4年度)
白井 保司	湖西市産業部文化観光課長(令和5年度)
鈴木 紀子	湖西市産業部文化観光課文化係
大須賀 広夢	湖西市産業部文化観光課文化係

#### (2) 策定までの経緯

特別史跡新居関跡保存活用計画策定委員会を全6回開催し協議を行った。また、現状の新居関跡へのニーズを正確に把握し、計画期間内に効果的な事業を展開するため、令和5年(2023)6

月下旬から令和5年7月中旬にかけて、新居関所史料館の来館者、ボランティアガイド、地元団体および地元住民を対象としたアンケートを実施した。

**【保存活用計画策定委員会の開催履歴】**

日 程		主な議題
第1回	令和4年 7月19日（火）	(1) 第1章～第3章の構成について (2) 本質的価値について (3) 新たな価値視点について (4) 構成要素について
第2回	令和4年 11月17日（木）	(1) 前回からの主な修正箇所の確認 (2) 第4章「現状と課題」について (3) 第5章「保存活用の基本方針」について
第3回	令和5年 2月9日（木）	(1) 前回からの主な修正箇所の確認 (2) 第6章「保存管理の内容」について (3) 第8章「整備」の内容について
第4回	令和5年 5月29日（月）	(1) 前回からの主な修正箇所の確認 (2) 第7章「活用」について (3) 第8章「整備」について (4) 第9章「運営体制」について
第5回	令和5年 8月18日（金）	(1) アンケート結果について (2) 前回からの主な修正箇所の確認 (3) 第8章「整備」における整備計画について (4) 第10章「実施計画」について (5) 第5章「保存活用の基本方針」について
第6回	令和5年 12月26日（火）	(1) 第1章から第10章の内容について

**【アンケートの詳細】**

期 間 令和5年（2023）6月27日～令和5年7月21日

- 対 象 ①新居関所史料館来館者（回答116件）  
 ②新居宿史跡案内人の会（回答25件）  
 ③NPO法人新居まちネット会員（回答11件）  
 ④新居関跡周辺商店（回答6件）  
 ⑤埋蔵文化財包蔵地「新居関跡」範囲内の住民（回答4件）

## 第4節 関連計画との関係

### (1) 上位関連計画

#### ◆ 第6次湖西市総合計画（期間：2021～2033）

市の最上位計画に位置し、「誰もが住みたい・住み続けたい」と思えるまちづくりの指針を示したものである。本計画では、今後の湖西市の基本構想として、「安心して暮らすことができるまち」「結婚・出産・子育ての希望がかなえられ、誰もが活躍できるまち」「稼ぐ力に満ち、安心して働けるまち」「新たなつながりを築き、新しいひとの流れがあるまち」の4項目が挙げられている。またこれらの基本構想を実現するために、「安全・安心、医療、福祉」「結婚、出産、子育て、教育」「産業」「交流」の4つの戦略が挙げられている。

#### ◆ 第2次湖西市教育振興基本計画（期間：2021～2025）

湖西市内における今後の教育行政を総合的かつ計画的に推進するための、教育に関するすべての要素を含む総合計画である。文化財については保護・保存・活用に努め、誰もが資料を利用できる環境の充実を図ることを目標としている。

#### ◆ 静岡県文化財保存活用大綱

『静岡県文化財保存活用大綱』（以下、大綱）は平成30年（2018）に改正された文化財保護法に基づき策定された。大綱内では、県内の文化財が目指す姿として「地域の宝が未来に確実に継承されている」「文化財を担う人材が各地域で活動している」「住んでよし、訪れてよし、の好循環に貢献している」の3点が挙げられている。またこれに対応する形で、「文化財の確実な保存」「文化財を支える多様な人材の育成」「文化財の効果的な活用」の3点が、今後の静岡県の取組の方向性として挙げられている。

#### ◆ 湖西市都市計画マスタープラン（期間：2014～）

湖西市と新居町の合併を機に、将来目指すべきまちの姿を「将来都市像」として定め、その実現に向けた長期的なまちづくりの考え方を明らかにするため策定された。新居関跡の周辺地域については「新居宿の歴史的街並みの保全・活用」が課題とされており、取組として「建築物や屋外広告物の景観誘導」「地域住民等を中心とする景観啓発や景観教育の充実」「歴史的資源・施設を回遊する観光ルートの整備推進」等を挙げている。

#### ◆ 湖西市立地適正化計画（2021～2040）

人口減少や少子高齢化社会を背景に、医療・福祉・商業施設といった都市機能や居住機能の集約および公共交通の充実等により、将来にわたり持続可能な都市構造の実現を目指し、湖西市におけるコンパクトなまちづくりを進めるために策定された。

計画では、湖西市全体の利便性向上とにぎわい創出を図る場である「都市機能誘導区域」と、一定の人口密度を維持することで生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導する「居住誘導区域」が設定されている。新居関跡周辺は津波による浸水が広範囲に及ぶことが予測されているため、いずれにも該当していない。一方で交通アクセスが比較的良好であり、現時点で一定の都市機能が集約されているため、市内の地域拠点に設定されている。

#### ◆ 公共施設再配置基本計画（2017～2045）

各施設における公共サービス提供のあり方や今後の施設の方向性等についてまとめた計画であり、施設総量の縮減の視野を前提に、安全性の確保と機能の複合化に重点を置いている。公共施設ごとに、施設の老朽化や利用者数、公益性や施設の統合・複合の可否などの観点から評価を行い、今後の方向性について判定を行っている。

新居関所史料館は、耐震性が低く老朽化も著しいことから施設評価は良くないものの、他施設との複合化が困難であるため、機能を充実し継続していくとの判定がなされている。

### （2）関連する個別の計画

#### ◆ 新居町景観計画（期間：2009～）

景観法に基づいて定められた新居関所周辺地区における歴史や文化、温かな心づかいを受け継ぎ伝え、「関所を中心とした宿場町、人にやさしい歴史香る都市景観をつくる」ことを目標とした計画であり、建築物や工作物の形態意匠に一定の制限を定めることにより、調和のとれた町並みの形成を目指している。

計画内では新居関所周辺地区が設定されており、計画地区内での建築物や工作物の設置、外観等の変更については「新居関所周辺地区景観条例」によって規制されている（詳細は第2章第3節を参照）。

#### ◆ 第2次湖西市観光基本計画（期間：2021～2025）

2021年度から2025年度までの、湖西市の観光交流に対する取組を定めた個別計画である。計画では「浜名湖」と「東海道」に関連する資源を湖西市の観光の中心に位置づけており、また「重点戦略② 地域ブランドによるプロモーション」の項目では、取組の方向性として同一資源を有する市町との連携を挙げている。

#### ◆ 湖西市公共施設再配置個別計画（2017～2045）

公共施設再配置基本計画の下位計画であり、個別施設ごとの具体的な行動計画に関して取組スケジュールとともに想定事業費を示した計画である。

新居関所史料館については、現状での課題として、建物が建築後47年経過し、展示施設が老朽化している点、バリアフリー化ができていない点、津波浸水想定区域に位置している点が指摘されており、関所建物の耐震性の課題も指摘されている。そのうえで、今後の方針として、史料館施設の建て替えが挙げられており、具体的な事業スケジュールとして、2031年から2035年の間に実施設計と建築工事を行うことが計画されている。

### （3）新居関跡の整備事業に関連する計画・基本設計

#### ◆ 新居関跡保存整備基本計画報告書（H12・2000.3）

新居関跡の整備と関所史料館を新居町の歴史的拠点として位置づけ、史跡の総合的な復元と史料館の充実を図るため、①遺構の確実な保存、②面番所を中心とした新居関跡の特徴の視覚的な表現、③関所の体験を重視した展示・運営、④新居宿まちなみ・まちづくりの核、運営・連携の中心、の4項目を目標に整備方針を定めた計画である。事業期間はSTEP1・2の短期計画、STEP3の長期計画として具体的な時期を定めず計画した。護岸整備、復元建築物の復元、史料館の移設を掲げている（図1-3）。

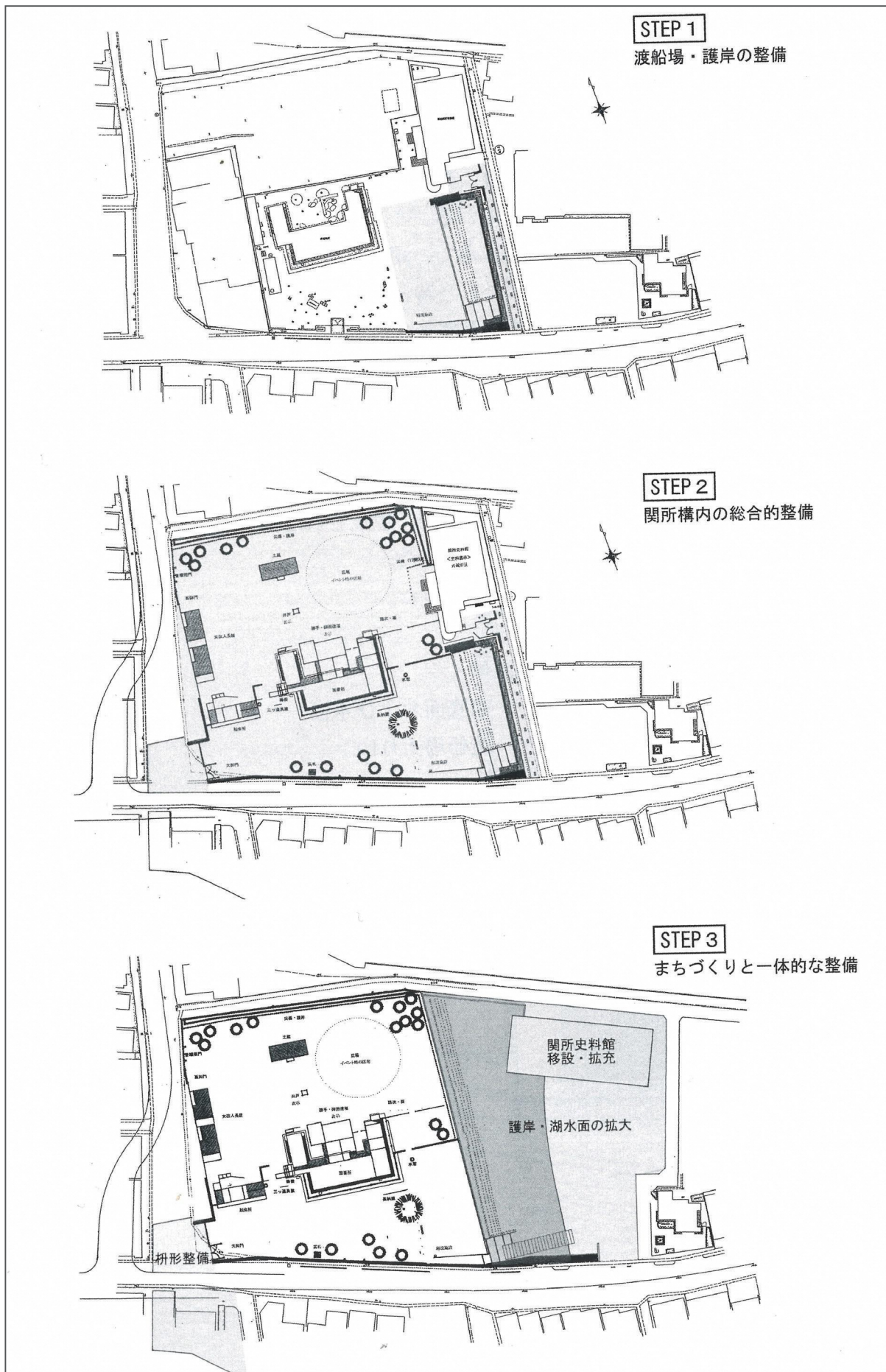


図 1-3 整備事業ステップ図

◆ 特別史跡新居関跡保存整備構内整備基本設計報告書（H 16・2004.3）

平成 14 年度に実施した北区域の基本設計と、平成 15 年度に実施した西区域の基本設計の成果を合わせ、特別史跡新居関跡の指定地内における整備の全体に関わる基本設計報告書として取りまとめたものである。具体的な復元建築物の構造や、地形、電気設備、排水、植栽などの基本設計である。

◆ 新居町歴史を生かしたまちづくり整備計画 歴史的環境整備街路事業調査業務委託（H 17・2005.3）

新居町の都市計画部門で歴史的地区環境整備街路事業（通称：歴みち事業）調査としての基本的な検討項目を整理し、将来まちづくり像を明確化するとともに、事業化に向けての段階整備プログラムの策定を目的として、住民意向の把握や交通量実査、歴史的町並み等の概要調査を実施した。

計画の中で、国道 301 号と大御門の復元整備について整理した。

◆ 平成 18 年度特別史跡新居関跡保存整備基本設計報告書（平成 18 年度まちづくり交付金事業特別史跡新居関跡復元検討にともなう基本設計）（H 19・2007.3）

特別史跡新居関跡復元検討にともなう、周辺状況や計画との整合を図るべく、平成 16 年 3 月に策定した『特別史跡新居関跡保存整備構内整備基本設計報告書』の内容を調整したものである。

◆ 特別史跡新居関跡<sup>あらため</sup>構内設備基本計画（H 29・2017.3）

今後復元する女改之長屋、船会所、土蔵に必要となる防災設備や電気設備についての基本計画を策定した。

\*このほかに工事にともなう実施設計あり。